

特別徴収が始まる方へ (年金からの差引き) 介護保険料の仮徴収額通知書を送付

特別徴収が4月、6月から始まる方へ仮徴収額通知書を4月中にお送りします。

なお、引き続き年金から差引きされる方の4月と6月の保険料は、2月の保険料と同額になります。

平成30年度の介護保険料額は6月中旬に通知

今回送付する通知は、前年度の区民税の情報をもとに仮計算したものです。平成30年度の区民税決定後に改めて再計算を行い、6月中旬に65歳以上の被保険者全員に「平成30年度介護保

介護保険料の仮徴収額通知書を送付

特別徴収が4月、6月から始まる方へ仮徴収額通知書を4月中にお送りします。

介護保険料の仮徴収額通知書を送付

介護保険は皆さんの納める保険料で支えられています。納付方法は2つありますが、納め方は介護保険法で定められているため、本人の希望により選ぶことはできません。

特別徴収

年金差引きで納めていただく方法です。老齢・退職年金および遺族年金等を年額18万円以上受給されている方は、こちらの

ひとり親家庭の

母親・父親を支援 生活全般の相談や支援、貸付の給付など

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の母親・父親が抱える、経済的な悩み、子どもの就学問題など、生活の相談に応じ支援します。その他、18歳未満のこどもの養育が十分に行えない母子世帯を対象に自立支援を行う母子生活支援施設への入所相談(要審査)や、緊急に保護を必要とする母子が利用する緊急一時保護施設の入所相談も行っています。一人で悩まずお気軽にご相談ください。

母子・父子福祉資金の貸付

ひとり親家庭の母親、父親等

方法になります。

普通徴収

65歳になったばかりの方、他の区市町村から転入されたばかりの方、特別徴収の対象にならない方が、納付書や口座振替により納めていただく方法です。

保険料の支払いが困難な方はご相談を

保険料を滞納していると、滞納期間に応じて、介護サービスを利用する際に利用者負担が引き上げられるなどの措置がとられ、月額最大数十万円以上の負担増となる場合もありますので、ご注意ください。

普通徴収については、保険料を分割してお支払いいただく方法もあります。お早めにご相談ください。



「資金の種類」修学資金、就学支度資金、転宅資金など12種類の資金があり、貸付限度額・据置期間・償還期限が資金により異なります。詳細は母子・父子自立支援員にお問い合わせください。

「都内に6か月以上(修学資金、就学支度資金は期間を問いません)お住まいのひとり親家庭の母親、父親等で、20歳未満のお子さんを扶養している方

徴収嘱託員・コールセンターからのお知らせ

介護保険課までご連絡ください。また、コールセンターから電話による未納のお知らせも行って

徴収嘱託員が保険料未納世帯を直接訪問します(嘱託員は身分証を携帯しています)。外出が困難で訪問を希望される方は、

無料の学習支援教室(まなび塾) 6月から開催

経済的な理由に左右されず、将来の進路選択の幅を広げられるよう、学習支援教室「まなび塾」を開催します。一人ひとりの力にあわせ、基礎学力の定着・向上を目指します。

この事業は、(株)トライググループへ委託して実施します。お問い合わせは6月から平成31年3月末までの①毎週火曜②毎週金曜(祝日を除く)午後6時半～8時半

高校・大学進学を支援

学習塾等受講料・学校受験料を無利子で貸付 入学すれば返還免除

受験生チャレンジ支援貸付相談窓口では、中学3年生・高校3年生等の受験生がいる世帯に対し、学習塾・受験対策講座等の受講費用や高校・大学等の受験費用を無利子で貸し付けています。貸付条件など制度の詳細はお問い合わせください。

「次のすべてに該当し、中学3年生、高校3年生等のこども(20歳未満)を養育している方」
○世帯の生計の中心者
○世帯収入が一定基準以下である(給与収入・年金収入がある場合は表1、事業所得等がある場合は表2参照)
○預貯金等資産の保有額が60万円以下である
○土地・建物を所有していない

「貸付金の対象範囲・金額」
○学習塾等受講料・学習塾、各種受検対策講座、通信講座、補習教室にかかる受講料。中学3年生・高校3年生等とも20万円まで(上限)
○受検料・高校、大学、専修学校、各種学校の受検料。中学3年生は27,400円(1回あたり上限23,000円・4回分まで)・高校3年生等は80,000円(回数や

介護保険課までご連絡ください。また、コールセンターから電話による未納のお知らせも行って

介護保険課資格保険料係
☎(3647)9493
FAX(3647)9466

この事業は、(株)トライググループへ委託して実施します。お問い合わせは6月から平成31年3月末までの①毎週火曜②毎週金曜(祝日を除く)午後6時半～8時半

(現在住んでいる住宅・土地については除く)
○貸付対象者および養育しているこどもがともに都内に1年以上居住している
○生活保護世帯でない
○本資金の連帯保証人になっていない
○他の公的資金の返済を滞納していない
○その他、連帯保証人等の条件あり

「返済の免除」こどもが高校、大学等に入学した場合は貸付金の返済が免除になります。
「受付時間」平日午前9時～正午、午後1時～5時
「相談窓口」(区役所2階福祉事務所)所入口すぐ、保護第一課隣
☎(3647)9660
FAX(3647)9663

「場」①江東区文化センター(東陽4-11-3) ②総合区民センター(大島4-5-1)

「入」次の条件にすべて該当している世帯の中学生および高校1年生40人(中学生を優先し、選考)

○江東区に住居登録をしている
○左表の世帯収入基準を超えていない(給与収入・年金収入がある場合は表1、事業所得等がある場合は表2)
○学習塾、家庭教師、通信教育など他の学習支援事業を利用していない
○受験生チャレンジ支援貸付など他の貸付事業を利用していない

「表1 総収入の目安」
※収入から家賃(一定額)を控除できる場合があります。詳細は窓口へご相談ください。

世帯人数	総収入/給与収入等(年間)	
	一般世帯	ひとり親世帯
1人(単身)	1,797,000円	1,797,000円
2人	2,717,000円	3,018,000円
3人	3,343,000円	3,788,000円
4人	3,864,000円	4,415,000円
5人	4,415,000円	4,832,000円
6人	4,983,000円	5,412,000円

「表2 総所得の目安」
1回あたりの上限なし)
「返済の免除」こどもが高校、大学等に入学した場合は貸付金の返済が免除になります。
「受付時間」平日午前9時～正午、午後1時～5時
「相談窓口」(区役所2階福祉事務所)所入口すぐ、保護第一課隣
☎(3647)9660
FAX(3647)9663

「場」4月14日(土) 消印有効
「申」4月6日(金) から保護第二課窓口にある申込書(区ホームページからも入手可)に必要事項を記入し、〒136-002大島4-5-1総合区民センター1階保護第二課自立支援担当へ
☎(3683)2435
FAX(3683)3722

世帯人数	総所得/事業所得等(年間)	
	一般世帯	ひとり親世帯
1人(単身)	1,078,000円	1,078,000円
2人	1,722,000円	1,933,000円
3人	2,160,000円	2,850,000円
4人	2,551,000円	2,992,000円
5人	2,992,000円	3,325,000円
6人	3,446,000円	3,789,000円